１　青葉区における災害時の医療体制について

（１）青葉区における医療救護等の対策

大規模な地震が発生した場合、家屋の倒壊などにより多数の負傷者が発生します。

横浜市の防災計画では、発災時における地域への医療救護体制として、「巡回診療」チームが各地域防災拠点へ巡回し、診療を行うとしています。

青葉区では、横浜市防災計画で示されている「巡回診療」チームによる診療のほか、医療関係団体の協力を得て、「定点診療」を行います。（平成 25 年６月より）

【青葉区における災害時の医療体制】

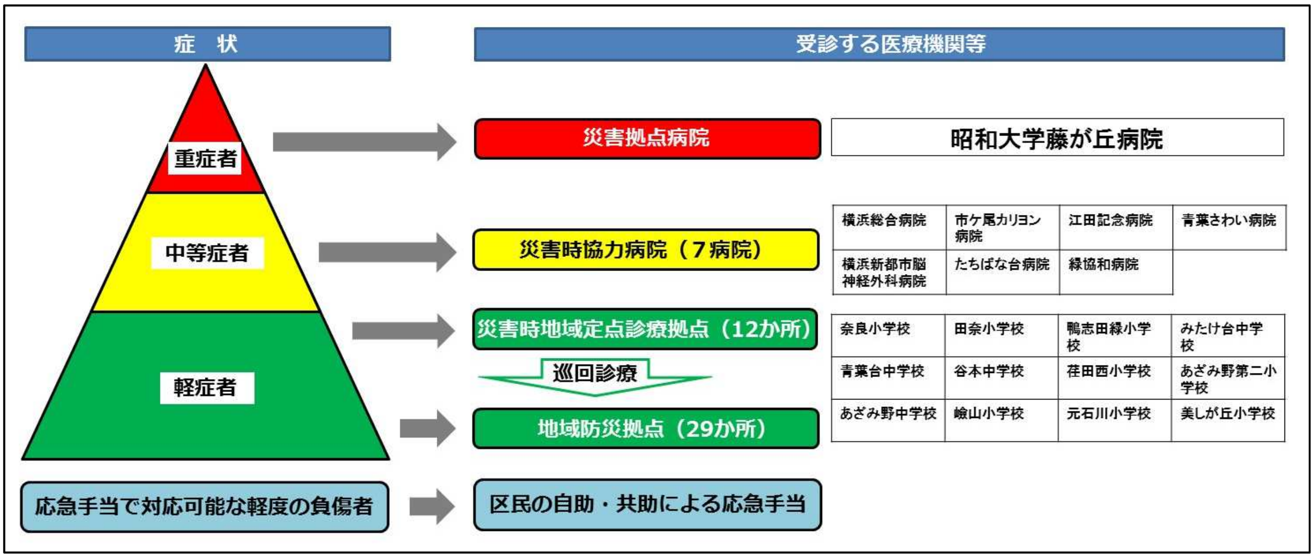

・災害拠点病院

重症者（<u>生命の危険性がある、または生命の危険が切迫している程度の負傷者</u>）を優先的に受け入れます。

・災害時協力病院

中等症者（<u>生命の危険はないが入院を要する程度の負傷者</u>）を優先的に受け入れます。

・災害時地域定点診療拠点

軽症者（<u>生命の危険がなく、入院を要しない軽度の負傷者</u>）を受け入れます。

・巡回診療

医師等で編成する巡回診療チームが、他の地域防災拠点で巡回診療を行います。

（２）災害時地域定点診療拠点とは

震度６弱以上の地震が青葉区内で観測された場合、医療関係団体(※)や地域防災拠点の協力を得て、災害時地域定点診療拠点（以下、「拠点」という。）を開設します。

また、震度６弱未満であっても、負傷者等が多数発生しているなどの場合は、青葉区福祉保健課（医療調整班）が拠点開設を医療関係団体等に要請するとともに、該当の地域防災拠点運営委員会へ依頼します。

なお、重症者・中等症者と判断される負傷者については、拠点を経由せず直接災害拠点病院・災害時協力病院へ行きます。

(※)青葉区医師会、青葉区歯科医師会、青葉区薬剤師会、神奈川県柔道整復師会横浜西支部等

＜災害時地域定点診療拠点で実施する主な内容＞

- 医師等が負傷者のトリアージを行います。
- 医師等が軽症者の診療を行います。
- 拠点の運営委員等が重症者・中等症者を病院へ搬送します。
- 医師等が他の地域防災拠点へ巡回診療を行います。
- 青葉区福祉保健課（医療調整班）が情報集約した区内の医療機関名簿や処方可能な薬局名簿を住民に情報提供します。

＜拠点の開設期間について＞

災害時地域定点診療拠点の開設期間の目安は３日間（72 時間）ですが、その後の運営継続については、青葉区福祉保健課（医療調整班）が被害状況や地域における医療ニーズを基に判断します。

【その他】

- 拠点を開設・運営するにあたり地域防災拠点運営委員会から人員を充てられない場合には、地域の方や避難者へ協力を募ることも大事です。
  ※特に、負傷者の病院への搬送は、患者の容体や人数により、搬送に従事する人数が変動しますので、避難者に協力を依頼する必要があります。
- 緊急を要する重症者・中等症者と判断される負傷者については、拠点を経由せず直接災害拠点病院・災害時協力病院へ搬送してください。